

案件概要書

2018年6月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：ネパール連邦民主共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 計画の要約：

本計画は、ネパール連邦民主共和国（以下、ネパール）の政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ネパールは、インドと中国の間に位置しており、同国における民主主義の定着、安定と発展は、我が国にとって、政治的・経済的に重要な南アジア地域全体の安定を確保する上で重要である。また、ネパールは、経済協力、観光、文化面の交流や人の往来等を通じて、我が国と伝統的な友好関係にあることに加え、同国は、国際場裏において、基本的に我が国の立場を支持してきている。ネパールは1996年から2006年までの内戦を経て、和平・民主化プロセスを本格的に進めている段階にあり、同国の安定的な国づくりにおいて、中央政府等の民主的な政策・制度を構築・運用する行政機能強化は最も重要な課題の一つとなっている。本計画の実施を通じて同国を支援することは、2018年2月に発足した新政権との関係強化の観点からも重要であり、また、良好な二国間関係の一層の発展に寄与するものであるため、外交的意義は高い。

- (2) 当該国における中核人材育成に係る現状・課題及び本計画の位置付け

ネパールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本計画によって、中核となる行政官等の育成が期待されている。

対ネパール国別開発協力方針（平成28年9月）では、「後発開発途上国からの脱却をめざした持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を基本方針とし、「ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」を重点分野として定めている。また、対ネパール JICA 国別分析ペーパー（平成26年11月）においても、民主的な国家・社会の枠組み作り及び行政分野の改善等が重要であると分析しており、本計画はこれら方針、分析に合致する。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

ア) 実施内容

1期あたり最大22名（修士課程20名，博士課程2名），計4期分に係る若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また，協力準備調査では4期分の計画を策定し，戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・ 翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・ 留学生の滞日に関し，来日準備，留学中のモニタリング，帰国準備等を行う。
- ・ 留学生への奨学金支援，大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し，原則として当該調査の実施者を本計画の実施代理機関としてJICAが推薦する予定。

② 期待される開発効果

ア) 定量的効果

指標名	基準値 (2018年実績値)	目標値 【協力期間の最終年】
留学する学生数（名）		
留学生の学位取得率（%）		

イ) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により，若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し，各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後，課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し，所属組織等においてリーダーシップを発揮することで，当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による，二国間の相互理解及び友好親善関係の構築，受入大学等の国際競争力の強化，国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

③ 計画実施機関／実施体制：財務省（Ministry of Finance）

④ 他機関との連携・役割分担：特になし。

⑤ 運営／維持管理体制：本計画の円滑な実施のために，当国において運営委員会を設置する。運営委員会は，以下のとおり，同国政府関係者及び日本側関係者で構成し，主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。 運営委員会の構成：ネパール政府財務省，同連邦総務省，在ネパール日本大使館，JICAネパール事務所

(2) その他特記事項

- ネパールにおいて行政官の育成を実施する主なドナーとして，オーストラリア，ドイツ等が挙げられる他，国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関による奨学金事業もある。
- 本計画のジェンダー分類は事前調査・審査によって分類を決める案件とし，女

性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

- 過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

(了)